事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1)地域の災害リスク

①地域の概要・立地

由利本荘市は、秋田県の南西部に位置し、 北は秋田市、南はにかほ市、東は大仙市、横 手市、湯沢市、羽後町に接し、県都秋田市に は20キロメートル~60キロメートルの圏内 にある。

南に標高 2,236 メートルの秀峰鳥海山、東に出羽丘陵を背し、中央を 1 級河川子吉川が 貫流して日本海にそそぎ、鳥海山と出羽丘陵 に接する山間地帯、子吉川流域地帯、日本海 に面した海岸平野地帯の 3 地帯から構成され、面積は、1,209.59 平方キロメートル(東 西約 32.3 キロメートル、南北約 64.7 キロメ ートル)で秋田県の面積の約 10.4%を占め、 県内一の面積を誇る。

地目では、山林が約75.7%(約916平方キロメートル)を占めており、海岸部と山間部では気候条件が異なることに加え、冬季においては積雪量に大きな差がみられる。







②想定される地域の災害リスク

(洪水・土砂災害:ハザードマップ)

国土交通省 東北地方整備局 秋田河川 国道事務所の洪水浸水想定区域図による と、一級河川「子吉川」が流れる本荘地 域と由利地域、矢島地域の河川付近に 2 mを超える浸水、一部には 5mを超える地 区もあると予想されており、その支流で ある「石脇川」を有する本荘地域は特に 被害が広範囲に及ぶ可能性が高い。また、 大内地域を流れる「芋川」「赤田川」にお いても 1~2mを超える浸水があると予想 されている。

土砂災害については、由利本荘市のハザードマップによると、大内地域「芋川」「赤田川」の近隣を通る県道69号、本荘地域と東由利地域を結ぶ国道107号、由利地域鮎川地区が土砂災害警戒区域となっているなど、全

地域を通じて山間部に地すべり危 険箇所が見られる。特に、国道7 号と鉄道が並行している岩城地域 道川駅周辺については、商工業者 も点在しており日常生活・経営活 動に大きな影響を与える可能性が 高い。

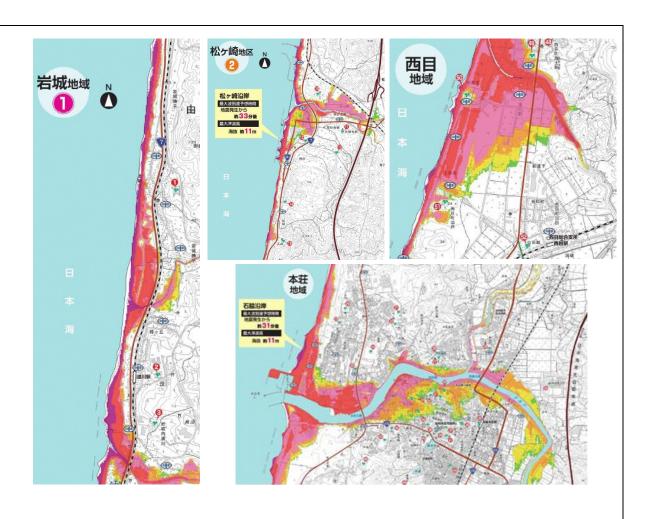


(津波:ハザードマップ)

由利本荘市のハザードマップによると、岩城地域、本荘地域 (松ヶ崎地区含む)・西目地域 の海岸沿いにおいて2mを超える浸水が予想されており、海に 近くなるほどその被害は大きく なるものとされている。また、 日本海に注ぐ一級河川「子吉川」 が横断している本荘地域で2m を超える浸水が予想されてい を超える浸水が予想されている。



		凡 例
分類	表記	名 称
		浸水が10.0m~20.0m未満の区域
津		浸水が 5.0m~10.0m未満の区域
波		浸水が 2.0m~ 5.0m未満の区域
浸水深		浸水が 1.0m~ 2.0m未満の区域
		浸水が 0.3m~ 1.0m未満の区域
		浸水が 0.0m~ 0.3m未満の区域
	5	津波避難場所
	C*#	避難できる建物
地図	-	高速道路
情	-7-	一般国道
報	-43-	主要地方道・一般県道
		鉄 道
		防災行政無線 (スピーカー)



(地震: J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年間に震度6強以上の地震が発生する確率は、北由利断層をエリアとする西目地域の4.7%を筆頭に海岸沿い(本荘地域、大内地域、岩城地域)で3%を超える数値となっている。一方、庄内平野東縁断層帯北部を活動層とした矢島地域、鳥海地域、由利地域と、横手盆地東縁断層帯南部を活断層とした東由利地域からなる山沿いでは、発生確率が0.5%以下であり、表層地盤の揺れにくい地域となっている。

	本荘	大内	西目	岩城	矢島	鳥海	由利	東由利
震度6強以上	3.0%	3.6%	4. 7%	4. 2%	0. 1%	0. 1%	0.5%	0. 2%
震度6弱以上	7. 9%	9. 4%	12.5%	10.2%	1. 9%	1.1%	3. 1%	2. 2%
震度5強以上	20.4%	27. 1%	31. 9%	28. 2%	8.6%	7. 1%	10.1%	10.8%



(2) 商工業者の状況

①業種別商工業者数

	商工業者数	小規模事業者数	企業・事業所の立地状況等
製造業	293	241	中小企業を中心に本荘・西目地区への立 地が多い。
建設業	679	657	市内各地に点在している。
卸·小売業	772	680	本荘地区の津波・洪水被害エリアに数多 く点在している。
サービス業	1, 184	1,096	本荘地区の津波・洪水被害エリアに数多 く点在している。
その他	92	78	本荘地区を中心に立地している。
合計	3. 020	2, 752	

②地区別商工業者数

	本荘	大内	岩城	西目	矢島	鳥海	由利	東由利	合計
商工業者	1,632	268	132	161	279	231	207	110	3, 020
小規模事業者	1, 429	256	125	148	265	228	199	102	2, 752

③マグニチュード8を超える場合に想定される被害(企業・事業者数)

	本荘	大内	岩城	西目	矢島	鳥海	由利	東由利	合計
津波被害 5m 以上	762	0	128	93	0	0	0	0	983
津波被害 1~5m	385	0	0	1	0	0	0	0	386
津波被害 1m 未満	285	0	0	0	0	0	0	0	285
合計	1, 432	0	128	94	0	0	0	0	1,654

④大雨により想定される被害(企業・事業者数)

	本荘	大内	岩城	西目	矢島	鳥海	由利	東由利	合計
洪水 浸水 2m 以上	401	0	0	0	0	0	0	0	401
洪水 浸水 2m 未満	297	7	0	0	0	0	0	0	304
土砂災害 警戒区域	0	0	24	0	3	0	0	0	27
合計	698	7	24	0	3	0	0	0	732

(3) これまでの取組

①当市の取組

当市では、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、防災に関する最も基本となる「由利本荘市地域防災計画」を平成18年3月に策定し、その後3回の修正を重ね、現在に至っている。特に、平成30年4月においては、平成26年以降に実施された災害対策基本法の一部改正と、この法改正を受けて修正された国の防災基本計画や秋田県地域防災計画との整合を図りながら、発生が想定される様々な災害に対応するための修正を行っている。

また、まちづくりの基本理念と 10 年後のまちの将来像を定め、その実現に向けて戦略・政策を定めた本市の最上位計画に位置付けられている「由利本荘市総合計画(新創造ビジョン)」(前期:平成 27~令和元年)では、「防災・減災のまちづくり」を基本政策の一つに掲げ、総合防災公園の整備を始め、消防庁舎建設や防災無線のデジタル化に取り組んだ。

- a 防災に関する情報提供(ホームページ)
 - 津波ハザードマップ
 - ・鳥海山火山防災マップ
 - ・災害マップ(わが家の災害マニュアル)
 - ため池ハザードマップ
 - 由利本荘市地域防災計画
 - 指定緊急避難場所及び指定場所
 - ・アプリによる消防防災メール配信
 - ・防災関係機関リンク

b 防災備蓄品

食料品等(主食、飲料水、粉ミルク、ほ乳瓶)3日分以上、防寒用品(毛布、石油ストーブ)、衛生用品(トイレ、トイレットペーパー、紙おむつ、生理用品)、発電・照明機材(自家発電機、投光器、コードリール、燃料タンク)、その他(タオル、給水袋、医療品セット)

②本会の取組

本会では、平成25年4月に「災害等危機管理マニュアル」を策定し、毎年修正を加えながら、有事に備えている。また、強風や大雨の際には、秋田県商工会連合会の被害状況等報告書を活用して自主的に被害予測地区を巡回するなど、日頃より大規模災害を想定したアクションを行っている。

また、国等が発行するBCPに関する小冊子やリーフレットを用いて会員事業者を中心にBCPの必要性や施策活用の情報発信を行ってきたほか、経営計画策定セミナーのカリキュラムの中にBCPの内容を盛り込むなどの取組を展開している。この他にも火災や地震といったリスクに備えるため、秋田県商工会連合会や秋田県火災共済協同組合等と連携して、休業や賠償責任、火災や自動車といった各種共済の普及・加入促進活動を行っている。

- a BCPの啓発、策定に係る活用ツール
 - ・災害対応事例からみるポイント(中小企業庁)
 - ・中小企業BCPの策定促進に向けて(中小企業庁)
 - ・中小企業BCP支援ガイドブック (中小企業庁)
 - ・リスク管理チェックシート (秋田県商工会連合会)
- b 防災備蓄品

テント (2 基)、ブルーシート、反射式ストーブ、懐中電灯、携帯ラジオ、乾電池、軍手、 安全帽 (ヘルメット)、工具類、木炭、除菌スプレー、ごみ袋

Ⅱ 課題

一定の規模を有する企業(特に製造業)においては、BCPが策定され、有事の際のサプライチェーンが確立されているなど対応が進んでいるものの、小規模事業者については、BCP策定はおろか災害に対する意識が未だ高まっていない状況にある。今後、危機意識の醸成とともに、BCP策定に関する支援スキルの向上と小規模事業者向けのBCP策定ツールの提供が必要となってくる。

「由利本荘市地域防災計画」や「新創造ビジョン」により、ハード面の強化や防災マニュアル・ハザードマップの提供といった市民を守る環境が整ってきていることから、企業の防災をいかに高め、BCPの策定に結び付けていくかが大きな課題となる。そして、この課題を解決していくためにも市と商工会の役割分担を明確にしながら、これまで以上に市と商工会の連携を強化していく必要がある。

Ⅲ 目標

大規模自然災害等に対する事前準備や早期復旧を実現するため、市と商工会が高密度な連携を 図りながら、「由利本荘市地域防災計画 第 26 節 企業防災促進計画」に掲げる事業継続計画の策 定の推進・支援を行い、経済活動の停滞を招かない災害に強い企業を一社でも多く創出すること を目標とする。

(1) 災害発生時に被害状況等を的確に把握し、情報共有できる体制づくり

発災時における連絡や復興支援が円滑に行えるよう、組織内における体制づくりや市と商工会が被害状況等を情報共有できる連携体制を構築する。

(2) 危機意識及び防災に対する意識の醸成

損保会社が提供する支援ツール (ハザード情報レポート等) や県連合会のリスク管理シート を活用しながら、危機意識や防災意識を高める。

(3) 小規模事業者等へのBCP策定支援

危機意識や防災意識の高まった小規模事業者等に対して、BCP策定セミナーや専門家派 遣、経営指導員による個別相談を通じて、事業継続力強化計画の策定を強力に支援する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和2年11月1日~令和7年10月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1 事前の対策〉

- 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知
 - ①会報等による啓発活動

四半期に1回発行する商工会報に国の施策やリスク対策の必要性、各種保険・共済の概要などを掲載するとともに、当会ホームページにおいてもタイムリーな情報を発信していくことで小規模事業者の意識向上を図っていく。また、必要に応じて、市広報やホームページでも情報発信を行いながら、災害リスク対策の重要性を訴求していく。

②巡回訪問を活用した働き掛け

年間 6,000 回を超える巡回訪問を実施していく際、全国商工会連合会が提供する「リスクチェックシート」を活用して小規模事業者の「備える意識」を啓発するとともに、予備診断により B C P に向けた意思確認を行って、計画策定に結び付けていく。

併せて、市が提供している各種ハザードマップを活用しながら、事業所立地場所における災害リスクの把握に努め、対応策等について検討を行う。

③ B C P (事業継続力強化計画) 策定支援

巡回訪問時に予備診断を行った小規模事業者を対象としたBCP策定セミナーを実施する。実施にあたっては、協定を結び日頃より地域内で営業活動を展開している損保会社と連携を図ることで、その後の支援が円滑となるよう創意工夫していくとともに、簡易版BCPシートなどを活用することでBCPに対する敷居を下げるなど、幅広い層での計画策定を目指す。

2) 商工会の事業継続計画作成

当会では、平成26年度に「災害等危機管理マニュアル」作成し、毎年更新を行っているが、現在は新たに「商工会業務継続計画書」を作成しており、令和2年12月に完成する予定となっている。

3) 関係機関等との連携

連携協定を結ぶ損保会社が提供しているハザード情報や経営計画策定支援ツールを活用しながら小規模事業者に対する支援を実施していくほか、専門家派遣、セミナー講師など様々な面で連携を図っていく。

また、市や金融機関とは、普及啓発に係る情報発信やセミナー開催など必要に応じタイムリーな協力を行っていく。

4) フォローアップ

小規模事業者のBCP策定の有無や取組状況、計画更新といった情報をデータベース化し、巡回訪問時のフォローアップツールとして活用する。



また、本市及び本会において定期的な担当者会議を開催し、情報共有を図りながら、改善点等について協議を行う。

5)訓練の実施

本市が実施する防災訓練に積極的な参画を行うとともに、その機会を通じて指示命令系統・連絡体制の確認を行う。

〈2 発生後の対策〉

自然災害等の発生時には、人命救助を最優先としながら、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関への連絡・情報共有などの対策を講じていくこととする。

1)役員・職員の安否及び出勤可否等の確認

当市、本会それぞれにおいて安否確認を行う。加えて、下記の内容も可能な限り情報収集することとする。

- ①本人・家族の被災状況
- ②近隣の家屋や道路に関する被害状況 (把握できる範囲)
- ③出勤の可否

【安否確認の対象と目標時間】

①由利本荘市商工振興課

職員:発生後1時間以内に緊急連絡網(携帯電話)にて確認

②由利本荘市商工会

職員:発生後1時間以内に緊急連絡網(キャリアメール)にて確認

※LINE導入を進め令和2年10月よりグループ機能で確認する体制を構築

三役:3時間以内に携帯電話にて確認

役員:1日以内に携帯電話にて確認

会員:3日以内に役員を通じ地区ごとの被災状況、会員安否を確認

※「商工会災害システム」を活用しながら随時被害状況をデータベース化

【商工会災害システムの入力情報】

項目	内容
企業名・事業所名	▼被害を受けた企業・事業所の名称
地区名	▼被害を受けた企業・事業所の地区
人的被害状況	▼経営者(軽傷、重傷、行方不明、死亡) ▼家族(軽傷、重傷、行方不明、死亡) ▼従業員(軽傷、重傷、行方不明、死亡)
物的被害状況	▼店舗工場(全壊、半壊、一部破損、床上浸水等) ▼社長自宅(全壊、半壊、一部破損、床上浸水等) ▼商品(被害あり、被害なし) ▼機械(被害あり、被害なし) ▼器具備品(被害あり、被害なし) ▼車両(被害あり、被害なし)
被害額(円)	
写真	▼被害を受けた状況
備考	▼企業の業種、必要な物資、要望事項等

2) 職員の参集(出勤)範囲

自然災害等における当市、本会の参集(出勤)範囲は、下記のとおりとする。

	カリンコル、イムック米(田渕) 範囲は、「能ってもって」。 を終る土中
危機のランク	危機の内容
	≪事務局機能が不能になると想定される≫
	■震度 5 強以上の地震が発生、または発生する恐れがある時
	■地震による大津波が発生、または発生する恐れがある時
Λ	■大規模火災が発生した時
I A	■台風を原因とする災害が発生、または発生する恐れがある時
	■大雨による災害が発生、または発生する恐れがある時
	■その他、甚大な被害が発生、または発生する恐れがある時
	■コロナウイルス、インフルエンザ等の新型感染症が発生、または発生する
	恐れがある(非常事態宣言が発令された)時
	≪事務局機能の大幅低下が想定される≫
	■震度5弱の地震が発生した時
	■洪水・津波・噴火・火災が発生、または発生する恐れがある時
ΙВ	■その他、域内に被害が発生、または発生する恐れがある時
_	■気象庁から各種警報が発令された時
	■県内他地域において、コロナウイルス、インフルエンザ等の新型感染症が
	発生、または発生する恐れがある時
	≪事務局機能の軽微な低下が想定される≫
	■震度4の地震が発生した時
	■地震に伴う津波等が発生する恐れがある時
	■気象庁から注意報が発令された時
	■商工会の近隣において停電、火災が発生した時
	■県外において、コロナウイルス、インフルエンザ等の新型感染症が発生、
	または発生する恐れがある時

①由利本荘市

危機ランクA以上において課長が出勤し、状況に応じて課員に出勤の命令を下す。

②由利本荘市商工会

危機ランクA以上において事務局長、副事務局長、センター長が出勤し、状況に応じて職員に出勤の命令を下す。

3) 応急対策の方針決定

安否確認や大まかな被害状況等を把握、共有した時点において、当市(市商工振興課長)と本会(事務局長)との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対応の方針を決める。

【被害規模の目安と応急対策の内容】

被害規模	被害の状況	応急対策の内容
大規模な被害がある	▼地区内の10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ▼地区内の1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ▼被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	1) 緊急相談窓口の設置、相談業務 2) 被害調査、経営課題の把握 3) 支援施策の立案、 実行
被害がある	▼地区内の 1%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓 ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ▼地区内の 0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全 壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	1) 緊急相談窓口の設置、相談業務 2) 被害調査、経営課題の把握
ほぼ被害はない	▼目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

【被害情報等の共有間隔】

期間	情報共有の間隔
被災後~1 週間以内	1日に3回 (9時、12時、16時) 共有する
2 週間以内	1日に2回(11時、16時)共有する
1ヵ月以内	1日に1回 (16時) 共有する
1ヵ月超	新たな被害情報を把握した際に共有する

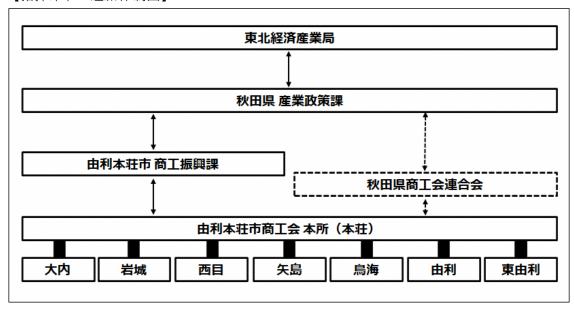
〈3 災害時における指示命令系統・連絡体制〉

自然災害時等に地区内事業者の被害状況を報告する仕組みや指揮命令体制を構築し、二次被害を防止するため被災地域での活動内容を決定するとともに、被害の確認方法及び被害額の算定方法、県等への報告方法等について、予め確認しておく。

1) 指示命令系統·連絡体制図

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び相互連絡を円滑 に行うことのできる仕組みを構築する。

【指揮命令・連絡体制図】



2) 二次被害を防止するため被災地域での活動内容

二次被害を防止するための被災地における活動については、市商工振興課長が市災害対策本部の指示に従いながら、活動方針及び内容を決定し、当会に指示等を行う。

3)被害の確認方法

被害の確認方法については、商工会災害システムを活用し被害状況を確認しながら、別途共通の集計・報告シートを定め、当市と当会の情報共有を迅速かつ的確に行っていく。

4)被害額の算定

被害額の算定にあたっては、迅速に被害状況を把握するため、再調達価格を直接被害額として算定するものとする。また、連携協定を結ぶ損保会社や県火災共済による査定金額を参考するなど、客観性が担保できる算定については積極的に採用するものとする。

5) 県等への報告方法

当市、当会で共有した情報については、県の指定する方法により当市から県へ報告するものとする。また、当会は県連合会へ報告するものとする。

〈4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

1)特別相談窓口の開設

本会は、当市と協議のうえ、安全性が確認された場所において特別相談窓口を開設する。また、国や県、全国商工会連合会(県連合会)からの要請があった場合においても特別相談窓口を設置することとする。

2) 地区内小規模事業者等の被害状況確認

自然災害発生後の時間経過とともに、必要に応じた被害状況確認を実施する。

①発生直後

安否確認(行方不明、負傷者を含めた確認)

確認方法:各支所役員への電話及びメール、各総合支所からの情報収集

②発生から1週間程度

直接被害の現地確認及び間接被害(再開可否、サプライチェーン等)の大まかな確認 確認方法:巡回訪問による聞き取り

③発生から2週間程度

経営課題(資金繰り、保険手続き)及び間接被害(売上減、風評被害等)の把握調査 確認方法:巡回訪問による聞き取り

3)被災事業者施策の周知

応急時に有効な被災事業者施策(国、県、市等の施策)について、巡回訪問を通じて説明を行っていくとともに、必要に応じて会報やホームページを活用して周知を図る。

〈5 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- 1) 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 2)被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年4月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業 継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の

関与体制 等) 由利本本荘市 防災本部 本部長(市長) 指揮・命令 由利本荘市 危機管理課 由利本荘市商工会 連携 由利本荘市 商工振興課 確認 事務局長 課長 連携 課長 本荘エリア 連絡調整 由利本荘市 商工振興課 矢島エリア 副事務局長 (法定) 副事務局長 (法定) 課長補佐 センター長 センター長 本所 大内支所 矢島支所 鳥海支所 商工業者数2,914、小規模事業数2,652、会員数1,570 岩城支所 │ 西目支所 │ 由利支所 │ 東由利支所 │ 事務局長1名、経営指導員12名、経営支援員10名、嘱託職員8名 合計31名

- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導 員による情報の提供及び助言に係る実施体制
- ①当該経営指導員の氏名、連絡先
 - ▼氏 名 秋元昌人(法定経営指導員)、加藤大作(法定経営指導員)
 - ▼連絡先 TEL 0184-23-8686
- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

法定経営指導員を中心として、本計画の具体的な取組の企画や実行を行っていくとともに、BC P策定支援等の進捗状況を管理し、6 ヵ月ごとにその情報を共有する。また、本計画に対する事業 評価を年1回実施し、その結果に応じて計画の見直しやブラッシュアップを行う。

- (3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先
- ①商工会/商工会議所

由利本荘市商工会

〒015-0872 秋田県由利本荘市瓦谷地 1-4

TEL:0184-23-8686 FAX:0184-23-8688 E-mail: yurihonjo@skr-akita.or.jp

②関係市町村

由利本荘市役所 商工振興課

〒015-8501 由利本荘市尾崎 17

TEL:0184-24-6372 FAX:0184-24-3044 E-mail: syoko@city.yurihonjo.lg.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

		2 年度	3年度	4年度	5年度	6年度
必要な資金の額		200	1, 100	1, 400	1, 400	1,600
(CP 策定セミナー開催費 講師謝金, 旅費, 会場 借料, 広告費)		300	600	600	600
1	專門家派遣事業 專門家謝金,旅費)		600	600	600	600
	広報費 チラシ作成費, 送料)	200	200	200	200	400

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、補助金(国、県、市)、各種手数料等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携 して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等
产场件的 囚 夺